

決議案第1号

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議

上記決議案について、富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和4年3月3日

提出者	富良野市議会議員	今	利	一			
賛成者	同	宇	治	則	幸		
	同	同	後	藤	英	知	夫
	同	同	天	日	公	子	
	同	同	佐	藤	秀	靖	

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきた。

しかし、2月21日、プーチン・ロシア大統領はウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を一方的に承認する大統領令に署名し、2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵攻を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権、一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反するものである。この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。このようなロシアの力による侵攻行為は断じて認められず、最も強い言葉で非難する。

ロシアは国際社会の強い自制の求めにかかわらず、侵攻行為を継続しており、首都キエフにまで侵攻し、市民への被害の拡大も深く憂慮される。

富良野市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和を世界に訴えつつ、ウクライナの主権、一体性、独立を支持することを改めて表明し、日本政府が経済制裁や人道支援において、G7をはじめとする国際社会と一致した措置をとることを支持する。重ねて、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月3日

富 良 野 市 議 会